

鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を有効活用することにより本市への移住・定住の促進を図るため、地域団体等が行う空き家の改修に対し、予算の範囲内において鹿屋市空き家活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在し、現に居住する者がいない、又は近く居住する者がいなくなる戸建住宅で、居住が可能な状態であるもの（改修すれば居住が可能となるものを含む。）をいう。
- (2) 地域団体等 市内の地域コミュニティ協議会及び地域運営組織（地縁に基づいて形成され、地域の住民の福祉の向上を目的とした団体であって、住民が自主的に組織し、民主的に運営されている任意団体をいう。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する空き家を管理し、当該空き家を市外からの移住者に賃貸する意思がある地域団体等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する空き家の改修又は空き家の家財道具等の処分（以下「改修等」という。）とする。ただし、第7条に規定する補助金の交付を申請した日の属する年度内に完了する改修等に限るものとする。

- (1) 空き家の所有者と地域団体等の中で賃貸借契約が締結されていること。
- (2) 空き家及び当該空き家が立地する土地に課税された固定資産税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

| 区分 | 補助対象経費 |
|----------|--|
| 空き家改修費 | (1) 台所、トイレ、浴室又は洗面所の改修に要する経費 (2) 屋根又は外壁の改修に要する経費 (3) 床、壁又は天井の改修に要する経費 (4) その他市長が適当と認めたもの |
| 家財道具等処分費 | (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた市内業者に処分を依頼し、当該処分に要する経費 (2) 地域団体等が自ら処分するために要する経費のうち、車両リース料（個人からの賃借は除く。）、車両燃料費、消耗品費及びごみ処理手数料（一般廃棄物処理施設で処分したものに限る。） |

2 前項の規定にかかわらず、空き家の改修等が国、県、市その他公共団体等から助成を受けて実施されるものについては、補助金の対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

| 区分 | 補助金の額 |
|----------|-----------------------------|
| 空き家改修費 | 補助対象経費の5分の4以内とし、50万円を限度とする。 |
| 家財道具等処分費 | 補助対象経費の5分の4以内とし、5万円を限度とする。 |

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修等に着手する前に鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 地域団体等の概要が確認できる書類（規約、役員名簿等）
- (3) 見積書及び改修等前の写真
- (4) 空き家の所有者と地域団体等の間で締結した賃貸借契約書の写し

(5) 同意書（別記第3号様式）

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

（事業内容等の変更）

第9条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業の内容、補助対象経費その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、鹿屋市空き家活用支援事業補助金計画変更承認申請書（別記第5号様式）にその内容が分かる書類を添えて市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、鹿屋市空き家活用支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知する。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市空き家活用支援事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 改修等の内容が確認できる領収書の写し

(2) 改修等後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付請求書（別記第9号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者が補助金の概算払を受けようとするときは、鹿屋市空き家活用支援事業補助金概算払申請書（別記第10号様式）に請求書及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払をすることが適当であると認めたときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
団 体 名
氏 名
電話番号

鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付申請書

鹿屋市空き家活用支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 地域団体等の概要が確認できる書類（規約、役員名簿等）
- (3) 見積書及び改修又は家財道具等の処分前の写真
- (4) 空き家の所有者と地域団体等の間で締結した賃貸借契約書の写し
- (5) 同意書（別記第3号様式）

3 確認事項

- 改修又は家財道具等の処分を行った空き家は、市外からの移住者に賃貸することに努めます。

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

申請者団体名 _____

| | | | |
|------------------------------|-----------------|------|--|
| 対象物件 | 所在地 | | |
| | 所有者 | 氏名 | |
| | | 電話番号 | |
| 改修又は家財道具等の処分(以下「改修等」という。)の内容 | | | |
| 改修等の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 請負業者 | 所在地又は住所 | | |
| | 業者名 | | |
| | 代表者名 | | |
| | 電話番号 | | |
| 改修経費 | 円（税込の見積金額） | | |
| うち補助対象経費 | 円（税込の見積金額） | | |

第3号様式（第7条関係）

同意書

私は、_____が鹿屋市空き家活用支援事業補助金の交付申請を行うに当たり、鹿屋市空き家活用支援事業の趣旨を理解し、下記の空き家を_____が改修又は家財道具等の処分を行うこと並びに私に係る市税等の納付状況について鹿屋市が調査し、及び確認することに同意します。

記

空き家の所在地

年 月 日

鹿屋市長 様

所有者 住所

氏名

印

（署名又は記名押印）

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市空き家活用支援事業補助金については、下記のとおり決定しました。

記

1 交付予定額 円

2 交付決定に付した条件

- (1) 事業の内容、補助対象経費その他申請に係る事項を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 改修又は家財道具等の処分を行った空き家は、市外からの移住者に賃貸することに努めること。
- (3) 鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
団 体 名
氏 名
電話番号

鹿屋市空き家活用支援事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった上記事
業計画を下記のとおり変更したいので、鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付要綱
第9条の規定により承認くださるよう申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市空き家活用支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった鹿屋市空き家活用支援事業補助金の計画変更については、申請のとおり承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定しました。

記

補助金の額

| | |
|-----|---|
| 変更前 | 円 |
| 変更後 | 円 |

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
団 体 名
氏 名
電話番号

鹿屋市空き家活用支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市空き家活用支援事業補助金について、事業を実施したので、鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 改修又は家財道具等の処分の内容が確認できる領収書の写し
- (2) 改修又は家財道具等の処分後の写真
- (3) その他

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市空き家活用支援事業補助金については、その額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

請求者 住 所
団 体 名
氏 名 印

鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市空き家活用支援事業補助金交付決定（確定）通知書に基づく鹿屋市空き家活用支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 金融機関名 | | 支 店 名 | |
| 口座種別 | | 口座番号 | |
| 名義人カナ | | | |
| 名義人漢字 | | | |

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
団 体 名
氏 名

鹿屋市空き家活用支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で交付のあった鹿屋市空き家活用支援事業補助金を下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 円

| 改修等経費 | 交付決定額 | 概 算 払 受 領 済 額 | 今回概算払 申 請 額 | 残 額 |
|-------|-------|------------------|----------------|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

2 概算払を必要とする理由